

尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業
におけるサービス事業の基準
及び指定手続き等について

平成29年1月31日

介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス

訪問型サービス（指定事業者）の指定基準等

	専門型訪問サービス	標準型訪問サービス
人員基準	<p>①管理者(※) 常勤・専従1以上</p> <p>②従事者 2.5人以上 【資格要件】 ・介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者等</p> <p>③サービス提供責任者 【配置基準】 利用者40人に1人以上配置 【サービス提供責任者の資格要件(従来に同じ)】 ・介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</p> <p>(※)支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<p>①管理者(※) 常勤・専従1以上</p> <p>②従事者 2.5人以上 【資格要件】以下のいずれか ・介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者等 ・<u>3級課程修了者</u> ・<u>生活支援サポーター養成研修修了者</u></p> <p>③訪問事業責任者 【配置基準】 ・1人以上(専従) 【訪問事業責任者の資格要件】 ・介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ・<u>法人が訪問介護の運営について3年以上の経験を有する場合は、「介護職員初任者研修修了者で介護等の業務に従事した経験が3年未満の者」または「1年以上介護等の業務に従事した生活支援サポーター養成研修修了者」を訪問事業責任者に充てることできる。</u></p> <p>(※)支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備基準	<p>①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>②必要な設備・備品</p>	<p>①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>②必要な設備・備品</p>
運営基準	<p>①運営規程等の説明・同意</p> <p>②提供拒否の禁止</p> <p>③個別サービス計画の作成</p> <p>④従事者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>⑤従事者又は従事者であった者の秘密保持</p> <p>⑥事故発生時の対応（指針作成含む）</p> <p>⑦廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>⑧高齢者虐待の防止</p> <p>⑨研修計画の作成</p> <p>⑩書類の保存期限(5年)</p> <p>⑪暴力団の排除</p>	<p>①運営規程等の説明・同意</p> <p>②提供拒否の禁止</p> <p>③従事者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>④従事者又は従事者であった者の秘密保持</p> <p>⑤事故発生時の対応（指針作成含む）</p> <p>⑥廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>⑦高齢者虐待の防止</p> <p>⑧研修計画の作成</p> <p>⑨書類の保存期限(5年)</p> <p>⑩暴力団の排除</p>

従来の基準と同じです

標準型訪問サービス(基準緩和型)について①

○事業創設の目的

「標準型訪問サービス」とは、有資格者(ヘルパー)ではない新たな担い手「生活支援サポーター」が、居宅に訪問し要支援者等に対し掃除や買い物などの生活援助(調理・洗濯・掃除等の家事の援助)のみを提供する新たな訪問型サービスです。現行の介護予防訪問介護の基準のうち、人員基準と運営基準を緩和しています。

○人員基準の注意点について

【訪問事業責任者について】

- ・ 1人以上配置してください。(専従要件有り)
→利用者に対して具体的な人数を規定するものではありませんが、サービス提供するにあたって必要となる1以上を配置してください。
- ・ サービス提供責任者の資格要件に加えて、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者も含みます。

なお、法人が訪問介護の運営について3年以上の経験を有する場合

- ・ 介護等の業務に従事した経験が3年未満の介護職員初任者研修修了者
- ・ 1年以上介護等の業務に従事した生活支援サポーター養成研修修了者を充てることができます。

標準型訪問サービス(基準緩和型)について②

○設備基準の注意点について

現行の介護予防訪問介護と同一の基準です。

○運営基準の注意点について

1. 標準型訪問サービスについては、標準型訪問サービス計画の作成は不要です。
2. ただし、サービスの提供にあたっては、現行のサービスと同様です。
3. 訪問事業責任者は、サービスの提供の開始時から少なくとも1月に1回は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン(以下、「介護予防サービス計画等」という。)に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状態等について、介護予防支援事業者へ報告してください。
4. 当該介護予防サービス計画等に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防サービス計画等の実施状況の把握(モニタリング)を行ってください。
5. 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、その結果を当該介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告してください。

基準要綱(案)について、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

標準型訪問サービス(基準緩和型)について③

訪問介護事業と訪問型サービス事業を一体的に運営する場合①

○指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業、指定専門型訪問サービスの事業のうち、いずれか、もしくは複数の事業(以下「指定訪問介護の事業等」という。)と同一の事業所において一体的に運営されている場合は、いずれかの事業の人員に関する基準を満たすことをもって、「標準型訪問サービス」に規定する人員基準を満たしているものとみなすことができます。

○管理者については、専門型訪問サービス事業所等の管理上支障がない場合は、当該指定専門型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるとしております。

尼崎市では、管理上支障がない範囲として、2つまで同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事(兼務)できると考えています。

標準型訪問サービス(基準緩和型)について④

訪問介護事業と訪問型サービス事業を一体的に運営する場合②

○管理者の兼務について

訪問介護事業の管理者	2つ又は3つの管理者を兼務しても、1と考えます。
専門型訪問サービス事業の管理者	
標準型訪問サービス事業の管理者	

○訪問事業責任者と従事者(生活支援サポーター含む)の兼務について
従事者の内から、選任することとしていることから、兼務しても1と考えます。

○サービス提供者責任者と訪問事業責任者の兼務について
2つを兼務しているものと考えます。

なお、サービス提供責任者は、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があります。
※兼務できる場合は、2人以上のサービス提供責任者を配置している場合に限りです。

○生活支援サポーターについて

生活支援サポーターは専門型訪問サービスの員数に含むことはできません。

訪問サービスの費用額(加算)について

国の報酬改定が予定されている平成30年度には、報酬改定の内容等を勘案し、報酬等について、見直しを行う予定です。

○専門型訪問サービス(基本サービスについては、資料1のP30参照)

各種加算・減算は、すべて現行の介護予防訪問介護のとおり。

【加算項目】

初回加算／生活機能向上連携加算／介護職員処遇改善加算
／同一建物減算／サービス提供責任者体制の減算)

○標準型訪問サービス(基本サービスについては、資料1のP30参照)

各種加算・減算の考え方は、現行の介護予防訪問介護のとおり。

【加算項目】

初回加算※ 160単位／介護職員処遇改善加算／同一建物減算)

※訪問事業責任者の同行が必要

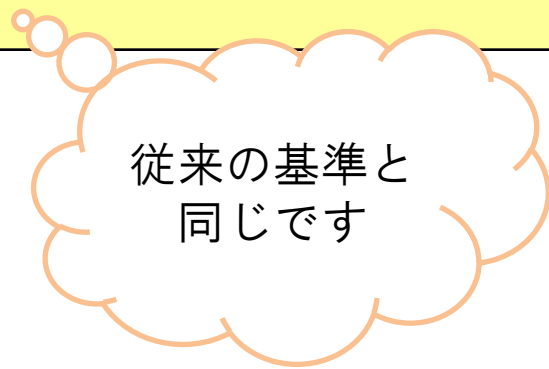
基準要綱(案)について、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス

通所型サービスの指定基準等

事業者型（指定）

介護予防型通所サービス



従来の基準と
同じです

人員基準

- ①管理者※ 常勤・専従1以上
- ②生活相談員 専従1人以上
- ③看護職員 専従1以上
- ④介護職員
 - ・～15人 専従1以上
 - ・16人～ 利用者5人増えるごとに必要数
- ⑤機能訓練指導員 専従1人以上（非常勤も可）

※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
 ※通所介護の定員数の考え方は、通所介護と介護予防型通所サービスとの合算が利用定員となります。

設備基準

- ①サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上）
- ②静養室・相談室・事務室
- ③消火設備その他非常災害に必要な設備
- ④必要なその他の設備・備品

運営基準

- ①運営規程等の説明・同意
- ②提供拒否の禁止
- ③必要に応じ、個別サービス計画の作成
- ④従事者の清潔の保持・健康状態の管理
- ⑤従事者又は従事者であった者の秘密保持
- ⑥事故発生時の対応
- ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供
- ⑧高齢者虐待の防止
- ⑨研修計画の作成
- ⑩書類の保存期限(5年)
- ⑪暴力団の排除
- ⑫アミューズメント型介護サービスに対する規制

通所サービスの費用額(加算)について①

国の報酬改定が予定されている平成30年度には、報酬改定の内容等を勘案し、報酬等について、見直しを行う予定です。

○介護予防型訪通所サービス

基本サービスの費用については、資料1のP36参照

各種加算・減算は、すべて現行の介護予防通所介護のとおり。

【加算項目】

- 若年性認知症利用者受入加算／生活機能向上グループ活動加算
- ／運動器機能向上加算／栄養改善加算／口腔機能向上加算
- ／選択的サービス複数実施加算／事業所評価加算／サービス提供体制強化加算
- ／介護職員処遇改善加算

(体制届についてはP35を参照)

基準要綱(案)について、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

通所サービスの費用額(加算)について②

<注意事項>

【送迎について】

- ・介護予防サービス計画等において、その居宅と指定介護予防型通所サービス事業所との間の送迎が必要とされた者に対して送迎を行った場合は算定できる。
- ・ただし、指定介護予防型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防型通所サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防型通所サービス事業所に通う者に対する送迎については算定できない。
- ・なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対しては算定できる。

※送迎記録を保存すること。

【入浴について】

- ・事業者から入浴介助の体制届がなされており、介護予防サービス計画等において、入浴介助が必要とされた者に対し、入浴介助を行った場合は算定できる。

※入浴記録を保存すること。

総合事業のみなし指定

総合事業のみなし指定

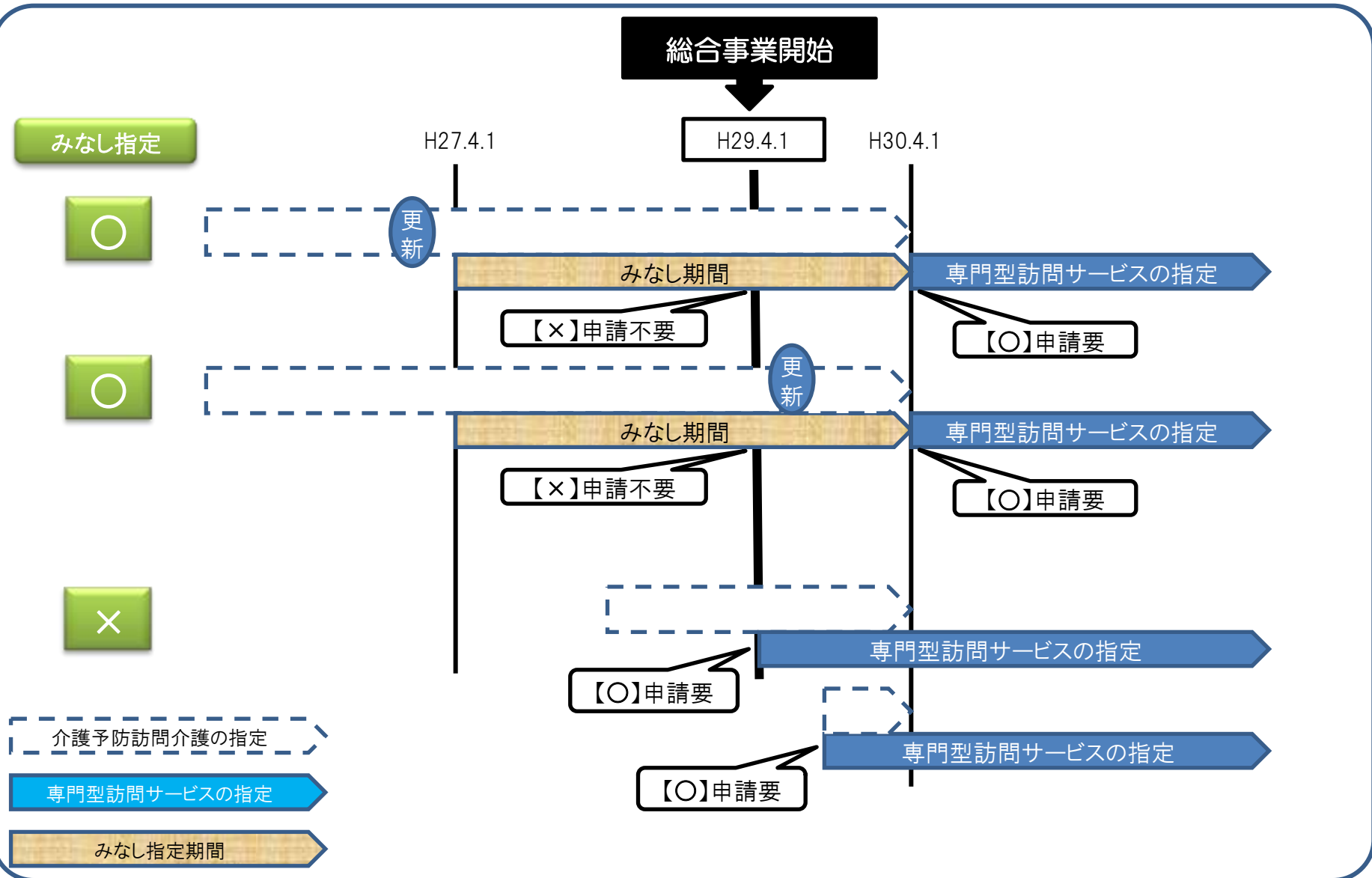
○総合事業のみなし指定

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)附則第13条において、介護保険法上の総合事業の施行日の前日である平成27年3月31日において、「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けている事業者は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間は、総合事業の訪問型サービス(第1号訪問事業)又は通所型サービス(第1号通所事業)の指定を受けたものとみなすことと規定されています。(みなし指定)

○平成27年4月1日以降に新規指定を受けた事業者は、みなし指定の対象となっていません。

○総合事業のみなし指定事業者は、全国すべての市町村の総合事業の指定を受けたものとして取り扱われるため、平成30年3月31日までは特段の手続きを行わなくても、従来の介護予防サービス事業と同様に事業所所在地以外の市町村に居住する利用者に対しても、現行相当のサービスを提供することが可能です。

事業者指定の有効期間とみなし指定について



総合事業の事業者指定

総合事業の事業者指定

- 平成27年4月1日以降に「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者は、みなし指定の対象となっていないため、尼崎市民に対し総合事業のサービス提供を行う場合、市内・市外の事業者関係なく、改めて総合事業における尼崎市の指定を受けなければなりません。
- 平成27年3月31日以前に「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者は、みなし指定の対象となっているため、平成30年3月31日までは、改めて総合事業のサービスの指定を受ける必要はありませんが、それ以降も尼崎市民に対してサービス提供を継続される場合は、市内・市外の事業者関係なく、平成30年3月31日までに尼崎市に対して指定更新申請が必要です。
- 標準型(基準緩和型)訪問サービスを実施する場合は、みなし指定事業者であっても、標準型(基準緩和型)訪問サービスを提供するためには新たに指定を受ける必要があります。

他市町村のサービスとの関係

- 総合事業では、従来の予防給付と違い、利用者の保険者ではなく、当該利用者が居住する市町村の取扱いに従うこととなります。
- 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けていた、みなし指定の効力を有する事業者であっても、他市町村の住民に総合事業のサービスを提供する場合は、当該市町村から、現行相当型サービスの指定を受ける必要がある場合もありますのでご注意ください。（当該市町村が国の定める基準等と異なる取扱いをしている場合等）
- 県内、他府県を問わず、他市町村の住民に総合事業のサービスを提供する場合、当該市町村ごとに総合事業のサービス内容が異なるため、それぞれの市町村から事業者指定を受ける必要があります。（例：隣接する市町村の住民にサービス提供をする場合など）
- 他市町村の住民に対し、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスを提供している事業者は、それぞれの市町村にサービス内容や指定基準、事業者指定手続き等についてお問い合わせください。

指定申請・更新申請手数料と 経過措置

指定申請・更新申請手数料と経過措置

- (1) 尼崎市では、平成24年4月から居宅介護サービス事業者等の新規指定申請及び指定の更新申請について、手数料を徴収しています。
- (2) 総合事業のサービスについても、新規指定申請及び指定の更新申請に当たっては、従来と同様に手数料を徴収する予定です。
- (3) 新規指定申請に係る手数料は、14,000円を予定。(※)
- (4) 指定更新申請に係る手数料は、7,000円を予定。(※)
- (5) 総合事業移行時の事業者指定の経過措置として、引き続き、総合事業に移行する「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けている事業者は、簡易な指定申請手続き(平成30年4月1日指定までの申請)を行いますので、手数料は徴収しない予定です。(※)

<注意> 平成29年度中に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の有効期限が到来する事業者が、**更新しない場合、経過措置の対象となりません。**

※ 手数料の取扱いは今後、関係条例の改正手続きを経て決定されます。

総合事業移行時の事業者指定の 経過措置

総合事業移行時の事業者指定の経過措置①

- 現行の「介護予防訪問介護」、及び「介護予防通所介護」に相当するサービス(専門型訪問サービス事業(現行相当型)又は介護予防型通所サービス事業(現行相当型))については、みなし指定の有効期限が平成30年3月31日までとなるため、訪問介護、通所介護の指定を併せて受けている多くの事業者において指定更新の時期がずれてしまいます。
- そこで、総合事業への円滑な移行を図るとともに、指定事業者の事務負担を軽減するため、総合事業のサービス移行時の独自の経過措置を導入します。

(経過措置の内容)

- ①訪問介護又は通所介護と一体的に運営している場合は、初回の有効期間を訪問介護又は通所介護の指定有効期間に合わせます。
- ②「介護予防訪問介護」、又は「介護予防通所介護」の指定を受けている事業者において、引き続き、総合事業のサービス提供を行う予定の事業者は、平成30年4月1日指定までの申請については、簡易な申請書類での指定手続きを行います。
- ③平成29年4月1日に総合事業を新規で開始予定の事業者は、平成29年2月15日までに事前協議の申請を行います。

総合事業移行時の事業者指定の経過措置②

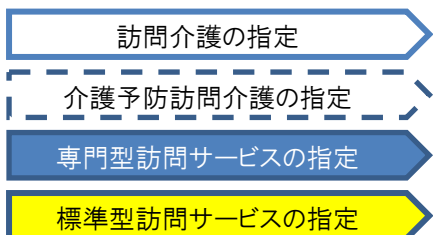
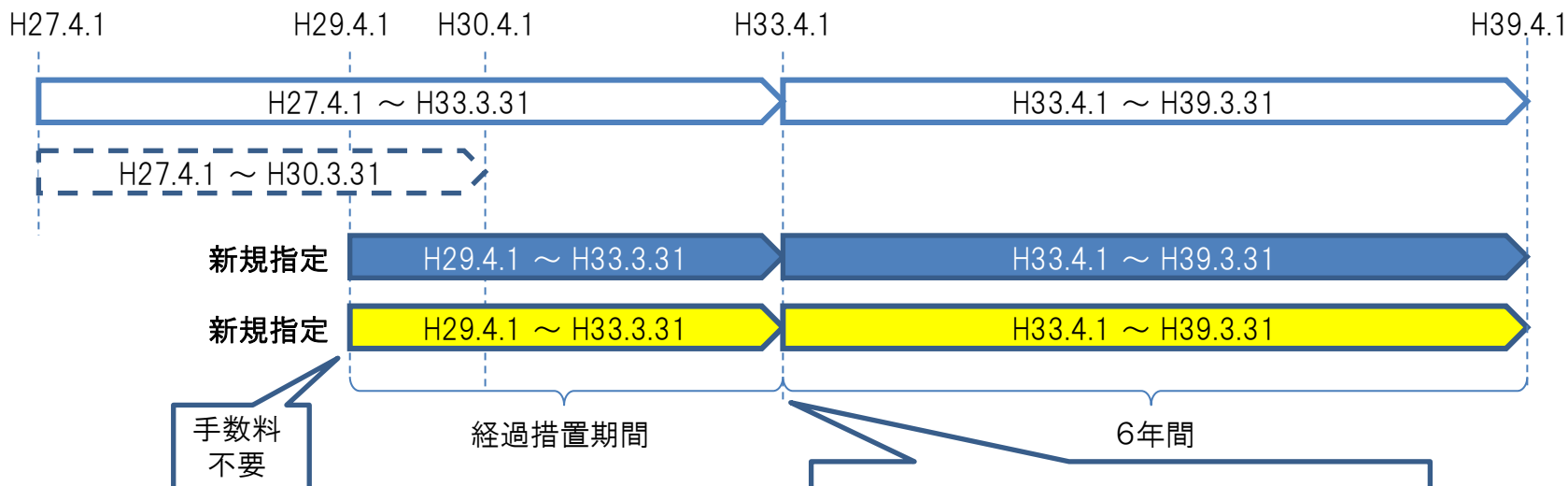
○指定の有効期間

原則として新規指定日又は指定更新日から6年間とします。

経過措置として、訪問介護又は通所介護と一体的に運営している場合は、初回の有効期間を訪問介護又は通所介護の指定有効期間に合わせます。

(例1)

平成27年4月1日に「訪問介護」、「介護予防訪問介護」の指定を受けた事業者(みなし指定対象外)で、「専門型訪問サービス」と「標準型訪問サービス」の指定申請をした場合(※介護予防型通所サービスの場合は専門型訪問サービスと同様)



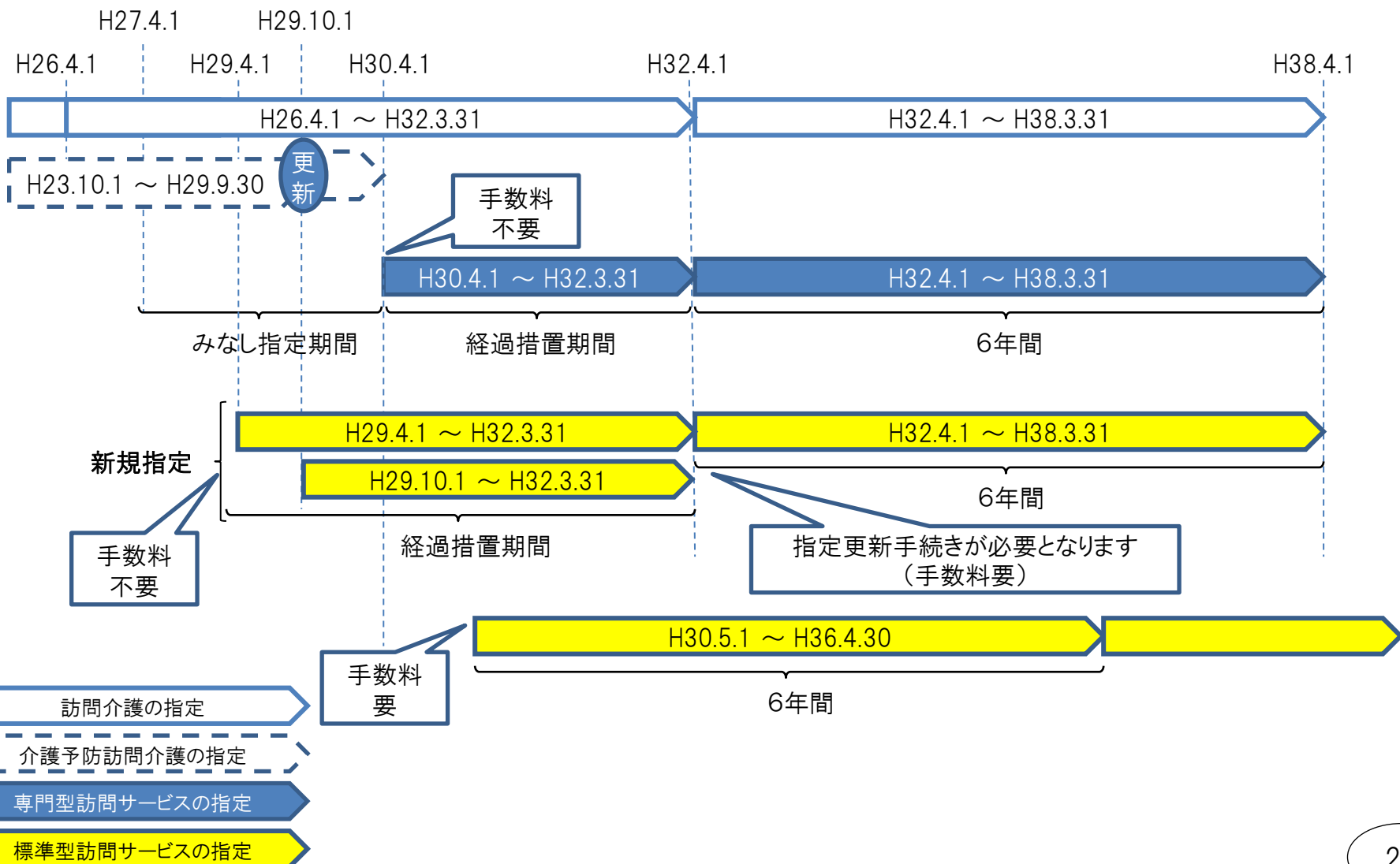
H33.4の指定更新手続きが必要となります
(手数料要)

※「介護予防訪問介護」、又は「介護予防通所介護」の指定を受けている事業者において、引き続き、総合事業のサービス提供を行う予定の事業者は、平成30年4月1日指定までの申請については、簡易な申請書類での指定手続きを行います。

総合事業移行時の事業者指定の経過措置③

(例2)

平成20年4月1日に「訪問介護」(平成26年4月1日更新)、平成23年10月1日に「介護予防訪問介護」の指定を受けた事業者で、「専門型訪問サービス」と「標準型訪問サービス」の指定申請をした場合(※介護予防型通所サービス事業の場合は専門型訪問サービスと同様)



事業者指定について

総合事業移行時の事業者指定の経過措置④

○総合事業移行時の事業者指定の経過措置において必要となる書類

【簡易申請の場合】

- ① 第1号事業者指定(更新)申請書
- ② 付表
- ③ サービス提供責任者又は訪問事業責任者の経歴書及び資格者証

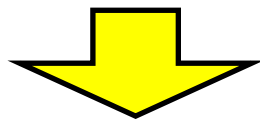
【訪問型サービスのみ】

- ④ 総合事業誓約書及び追加誓約事項
 - ⑤ 役員証明書
 - ⑥ 体制届及び体制等状況一覧表
 - ※ 加算を算定する場合は、各加算に必要な添付書類
 - ⑦ 訪問介護(通所介護)及び介護予防訪問介護(介護予防通所介護)の指定通知書の写し(有効期限が切れていない通知書)
 - ⑧ 老人福祉法の届出
 - ⑨ 返信用封筒(住所、事業所名、指定事業所番号を記入し、切手貼付)
- ※ ①～⑥、⑧の書類は、本市ホームページからダウンロードが可能です。

簡易な申請で総合事業の指定申請ができる事業者

○平成29年3月31日時点で、介護予防訪問介護の指定を受けている事業者が、平成29年4月1日から標準型訪問サービス事業(基準緩和型)をする場合

○平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護、又は介護予防通所介護の指定を受けた事業者が、平成29年4月1日から専門型訪問サービス事業(現行相当型)、又は介護予防型通所サービス事業(現行相当型)をする場合



簡易な申請による手続きが必要。「指定第1号事業者指定(更新)申請書及び必要な添付資料」を平成29年2月1日から2月末日までに郵送にて申請してください

※平成27年3月31日までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業者の専門型訪問サービス事業(現行相当型)又は介護予防型通所サービス事業(現行相当型)の指定については、平成30年4月1日付指定となるため、平成29年10月(予定)以降に手続方法をHP等に掲載する予定です。(簡易な申請方法による手続きを予定)

事業者指定フロー（訪問介護）

平成27年3月末までに介護
予防訪問介護の指定を受けて
いる

平成29年4月から
②標準型訪問サービス
（基準緩和型）
を実施する

平成30年4月から
①専門型訪問サービス
（現行相当）
の指定を受ける

※手続きについては、平成29年10月以降、
手続方法をHP等に掲載予定

平成27年4月から
介護予防訪問介護の指
定を受けている

平成29年4月から
総合事業の
①専門型訪問サービス
（現行相当型）
②標準型訪問サービス
（基準緩和型）
の指定を受ける
（①②どちらか一方の指定も
可能）

簡易な申請が可能
「指定第1号事業者指定（更新）申請書及
び必要な添付資料」を
平成29年2月末日までに郵送

平成29年4月から
新たに総合事業の
①、②の指定を受け
る
（①②どちらか一方の
指定も可能）

簡易な申請は使えま
せん。通常の手続き
による①又は②の新
規申請が必要

**※平成29年2月15
日までに事前協議申
請書を提出すること。**

事業者指定フロー（通所介護）

平成27年3月末までに介護
予防通所介護の指定を受けて
いる



平成30年4月に
総合事業の
①介護予防型通所サービス
（現行相当）
の指定を受ける

※手続きについては、平成2
9年10月以降、手続方法を
HP等に掲載予定

平成27年4月から
介護予防通所介護の指
定を受けている



平成29年4月から
総合事業の
①介護予防型通所サー
ビス（現行相当）
の指定を受ける



簡易な申請が可能「指定
第1号事業者指定（更
新）申請書及び必要な添
付資料」を平成29年2月
末日までに郵送

平成29年4月から
新たに総合事業の
①介護予防型通所サー
ビス（現行相当）
の指定を受ける



簡易な申請は使えませ
ん。通常の手続きによる
①又は②の新規申請が
必要

**※平成29年2月15日ま
でに事前協議申請書を
提出すること。**

総合事業移行時の事業者指定の経過措置⑤

○尼崎市が、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の指定をしている事業者に対し、平成29年2月1日に手続きを案内する通知文を発送します。

○平成29年4月から総合事業のサービスを提供する場合、**「簡易な申請」**を平成29年2月1日以降に尼崎市ホームページに掲載しますので、「指定第1号事業者指定(更新)申請書」等をダウンロードし、**必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、必ず郵送**してください。

・「指定第1号事業者指定(更新)申請書」等の

提出期限…**平成29年2月28日(火)必着(郵送のみ受付)**

郵送先はP41を参照

(注)平成29年5月1日以降、改めて指定手続きを希望する場合は、個別にご相談ください。

○「指定第1号事業者指定(更新)申請書」等により申請した内容に基づき、平成29年3月末頃に「指定通知書」を郵送で交付します。

総合事業移行時の事業者指定の経過措置⑥

申請期限について

(1)平成29年4月1日指定の申請期限

①これまでに同一場所で訪問介護・通所介護の指定を受けていない事業所

事前協議書の申請 平成29年2月15日(水)

申請書の提出 個別相談

事前協議申請書の様式については、P42を参照

②平成27年4月1日以降に同一場所で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業者(※)

専門型訪問サービス・介護予防型通所サービス 平成29年2月28日(火)

標準型訪問サービス 平成29年2月28日(火)

③平成27年3月31日以前に同一場所で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業者(※)

専門型訪問サービス・介護予防型通所サービス 不要(☆)

標準型訪問サービス 平成29年2月28日(火)

(※)②、③の指定申請については、簡易な申請方法によります。

(☆)平成29年10月以降に手続方法をHP等に掲載し、別途通知予定です。

(2)平成29年5月1日以降の指定申請については、通常どおり1カ月半から3カ月前までに個別にご相談ください。

総合事業移行時の事業者指定の経過措置⑦

専門型訪問サービス・通所型サービス（現行相当型サービス）

事業所区分 現行サービス指定時期	事業者指定		手続き時期
	申請(届出)	区分	
平成27年3月31日までに指定を受けている事業所	必要(※1)	更新	平成29年10月以降(予定) ※提出方法をHP等に掲載予定
平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所	必要(※1)	新規	平成29年2月28日まで
平成29年4月1日に指定を受ける事業所	必要	新規	平成29年2月15日までに事前協議魏書の提出
平成29年5月1日以降に指定を受ける事業所	必要	新規	通常どおり (目安:1ヶ月半～3カ月前にご相談ください。)

※1:「指定第1号事業者指定(更新)申請書」等による簡易な申請

標準型訪問サービス(基準緩和型サービス)

事業所区分 現行サービス指定時期	事業者指定		手続き時期
	申請	区分	
平成27年3月31日までに指定を受けている事業所	必要(※1)	新規	平成29年2月28日まで
平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所	必要(※1)	新規	平成29年2月28日まで
平成29年4月1日に指定を受ける事業所	必要	新規	平成29年2月15日までに事前協議魏書の提出
平成29年5月1日以降に指定を受ける事業所	必要	新規	通常どおり (目安:1ヶ月半～3カ月前にご相談ください。)

※1:「指定第1号事業者指定(更新)申請書」等による簡易な申請

重要

- 「指定第1号事業者指定(更新)申請書」等を期日までに郵送しなかった場合、
 - ・ 平成29年4月1日以降総合事業のサービスが提供できなくなります。
 - ・ 仮にサービス提供しても報酬請求できません。
 - ・ 平成29年5月1日以降の指定として手続きを行っていただくこととなります。
平成29年5月1日以降の指定手続きを希望する場合は、個別にご相談ください。

介護予防型通所サービス における体制届について

重要

○総合事業移行時において必要となる書類

本市における介護予防型通所サービスのサービスコードは「A6」を使用するため、介護予防型通所サービスを運営する全ての事業者は、全ての加算の届出が必要となります。届出をしない場合、4月以降のサービス提供に対する報酬が国民健康保険団体連合会から支払いを受けることができませんので、ご注意ください。

○市内の事業者の事務軽減を図るため、総合事業移行時の対応として届出の簡素化を図ります。

【平成29年3月31日時点の加算項目と変更がない場合】

- ① 体制等に関する届出書(別紙19)
- ② 体制等状況一覧表(別紙1-4)

【平成29年3月31日時点の加算項目と変更がある場合】

- ① 体制等に関する届出書(別紙19)
- ② 体制等状況一覧表(別紙1-4)
- ③ 変更部分の添付資料(体制等に係る添付書類一覧参照)

郵送先はP41を参照

※入浴介助体制が整っている事業者については、該当箇所にチェックしてください。

(既存の事業所においては、今回に限り添付資料は不要です。)

○体制届の提出期限・・・平成29年3月15日(水)必着(郵送のみ受付)

運営規程・利用者との契約等について

運営規程・利用者との契約等について①

○運営規程について

- ・提供するサービスが変わるため、運営規程の記載内容を変更する必要があります。
(例: サービス名及び引用する条文を追加など)
- ・居宅サービス(訪問介護、通所介護)の運営規程と別々に作成しても、一体的に作成してもかまいません。
- ・平成29年度中は介護予防訪問介護、介護予防通所介護と総合事業のサービスが並行して実施される可能性があるため、両方の記載が必要です。
- ・他市町村が実施する総合事業のサービスの指定を受ける場合は、記載が異なる場合がありますので、当該市町村にお問い合わせください。
- ・当該変更のみをもって、変更届の提出は不要とします。

○契約書について

- ・契約内容が変わる場合は、改めて契約書を交わしなおすのが適切と考えます。
- ・しかし、提供されるサービス内容その他の契約内容で変更になる部分のみを記載した覚書等を取り交わすといった対応も可能と考えます。
- ・いずれにしても、契約書については、後になって誤解が生じないように利用者及びその家族への対応を適切に行ってください。

運営規程・利用者との契約等について②

○重要事項説明書について

- ・介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様に、総合事業のサービスにおいても、サービス提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面(重要事項説明書)を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を文書で得る必要があります。
- ・重要事項説明書は、個々のサービスに係る重要事項を説明するためのものですので、訪問介護、通所介護とは別々に作成する方が好ましいと考えます。
- ・しかし、従来から一体的に作成している場合などは、一体的に作成してもかまいません。
- ・一体的に作成する場合は、当該利用者への重要事項の説明に当たって不要な部分を二重線で削除するなど、利用申込者が誤解することがないような対応をする必要があります。
- ・既にサービス利用されている方については、サービス提供内容等が変わる場合は、新たに作成した重要事項説明書により変更箇所について説明する又は、重要事項説明書の変更箇所のみを記した書面により説明するのが適切と考えます。
- ・誤解が生じないよう利用者及びその家族への説明を行ってください。

運営規程・利用者との契約等について③

- ・平成30年3月31日までは「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」と総合事業のサービスが並行して実施される可能性があります。その場合は両サービスを定款に記載しておく必要があります。
- ・新規に両方のサービスの指定を受けるためには2種類の記載が必要です。

<定款記載例>

○「介護保険法に基づく**介護予防・日常生活支援総合事業**」

○「介護保険法に基づく**介護予防訪問介護又は第1号訪問事業**」

○「介護保険法に基づく**介護予防通所介護又は第1号通所事業**」

※社会福祉法人や医療法人は記載内容が異なりますので、所管部署にご確認ください。

- ・既に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けている場合は、定款の記載内容により定款変更が必要となる場合があります。

<定款変更の必要がない記載例>

社会福祉法人等の場合

・「社会福祉法に基づく老人居宅介護等事業」

・「社会福祉法に基づく老人デイサービス事業(老人デイサービスセンター)」

医療法人等の場合

・事業所名を列記する手法で記載している場合

「〇〇〇〇は、次の業務を行う。 〇〇〇〇訪問介護ステーション」

「〇〇〇〇は、次の業務を行う。 〇〇〇〇デイサービスセンター」

※定款変更が必要な場合であっても、上記定款変更のみをもって、事業者指定の変更届は不要とします。

定款変更が必要な場合は、法人として適切に定款変更等の手続きを行ってください。

※上記の定款記載例はあくまでも例示です。

法人の種別、現在の定款記載内容によって定款の変更の必要性等が異なる場合があります。

提出書類の様式等について

提出書類一覧

①	【専門型訪問サービス・標準型訪問サービス】(新規)
②	【専門型訪問サービス・標準型訪問サービス】(介護予防訪問介護の事業者が継続して総合事業を行う場合)※
③	【介護予防型通所サービス】(新規)
④	【介護予防型通所サービス】(介護予防通所介護の事業者が継続して総合事業を行う場合)※

※平成30年4月1日指定までの経過措置

添付書類	尼崎市			
	①	②	③	④
1 指定申請書	○	○	○	○
2 付表(事業ごとに異なります)	○	○	○	○
3 定款、寄付行為	○	×	○	×
4 履歴(現在)事項全部証明書	○	×	○	×
5 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧	○	×	○	×
6 資格証の写し	○	×	○	×
7 管理者経歴書	○	×	○	×
8 サービス提供責任者経歴書/訪問事業責任者経歴書及びその者の資格者証	○	○	△	△
9 平面図	○	×	○	×
10 事業所の外観及び内部の様子が変わる写真	○	×	○	×
11 設備・備品等一覧表	△	△	○	×
12 運営規程	○	×	○	×
13 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	×	○	×
14 サービス提供実施単位一覧表	△	△	○	×
15 当該申請に係る資産の目録	○	×	○	×
16 収支予算書	○	×	○	×
17 事業計画書	○	×	○	×
18 事業を行う建物の賃貸借契約書	○	×	○	×
19 損害保険証書(損害賠償時の対応用) (総合事業が適用となっているか確認したもの)	○	×	○	×
20 総合事業誓約書及び追加誓約事項	○	○	○	○
21 管理者・役員名簿	○	○	○	○
22 指定訪問介護、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護 及び指定介護予防訪問介護、指定介護予防通所介護の指定通知書の写し	△	○	△	○
23 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	○	○	○	○
24 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○	○
25 介護給付費算定に係る必要添付書類(●加算内容に変更がある場合のみ)	○	●	○	●
26 契約書・重要事項説明書	○	×	○	×
27 老人福祉法の届出	○	○	○	○
28 返信用封筒	×	○	×	○

○申請書類様式及び体制届の様式について
平成29年2月1日に掲載します。

○様式については、本市ホームページからダウンロードが可能です。

(掲載場所)

ホーム>各種事業者の方へ>介護保険事業者等
>届出・手続き等>介護保険サービス事業者の
各種手続(指定申請・変更届・加算の届出など)に
ついて

<郵送先>

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1
尼崎市健康福祉局 介護保険事業担当課
(事業所指定・管理担当)

事前協議申請書の様式

介護専門型訪問サービス事業者・指定標準型訪問サービス事業者・指定介護予防型通所サービス事業者
指定に関する事前協議申請書（平成29年4月1日用）

年 月 日

尼崎市長 様

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり事前協議を申請します。今後、介護保険事業担当課の指示に従って、必要な書類を添付し指定申請を受ける準備をしていきます。なお、指示のあった期日までに書類等が揃わない場合は指定時期を延期する等の対応することを確約します。

申請者	フリガナ 名 称	-----		
	代表者	職 名	フリガナ 氏 名	----- (印)
		郵便番号 -----) 都・道・府・県	市・郡・区	生年月日 T・S・H 年 月 日
	法人種別	法人所管庁		
事業所	主たる事務所の所在地等	(郵便番号 -----) 都・道・府・県	市・郡・区	
		(ビルの名称等) 号室	E-mail	
		電話番号	FAX番号	
	事業所の所在地等	(郵便番号 -----) 都・道・府・県	市・郡・区	
	(ビルの名称等) 号室	E-mail		
	電話番号	FAX番号		
事前協議申請する予定の事業の種類		実施事業	指定申請を行う事業の 事業開始予定年月日	備考欄
介護予防・日常生活支援 総合事業 第1号事業	専門型訪問サービス			
	標準型訪問サービス			
	介護予防型通所サービス			

同一所在地において行う事業の種類		実施事業	指定申請を行う事業の 事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業	
				指定年月日	有効期間満了日
指定居宅サービス	訪問介護				
	通所介護				
指定地域密着型サービス	地域密着型通所介護				
指定介護予防サービス	介護予防訪問介護				
	介護予防通所介護				

- 注意1 「法人種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 2 「法人所管庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 4 「指定申請を行う事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 5 「既に指定を受けている事業」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。

※ 介護予防・日常生活支援総合事業費の請求に際しては、別途「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等」に関する届出を尼崎市に行う必要があります。

※新規で平成29年4月1日指定を予定している事業者については、**平成29年2月15日までに事前協議申請書を提出してください。**

その後、申請書等の提出及び審査を行っていきます。

第1号事業のための主な準備事項

事項	内容
利用者資格確認	<p>要支援認定を受けている利用者の介護保険被保険者証を確認し、いつから第1号事業の利用に切り替わるかを把握しておいてください。みなし指定を受けていない場合は、切り替わる前に指定申請が必要です。</p> <p>他市町村の被保険者にサービス提供をしている場合は、市町村毎に移行時期や方法が異なるため、特に早めの確認が必要です(他の項目も共通です)。</p>
指定申請	<p>みなし指定以外の事業所が第1号事業に参入する場合は新規指定申請が必要です。</p> <p>なお、標準型訪問サービスに事業に参入する場合の指定申請は、みなし指定の事業所に関係なく必要です。</p>
定款変更	<p>定款の目的事業への「第1号事業」の追加について、所管する行政機関に変更について確認が必要です。追記する事業名称は「介護保険法に基づく第1号事業」等です。</p>
運営規程	<p>第1号事業の運営規程を作成する必要があります。</p>
契約書 重要事項説明書	<p>第1号事業の契約書及び重要事項説明書を作成する必要があります。</p> <p>作成後は第1号事業の利用開始前に必ず当該利用者に対して重要事項説明書の説明と交付を行い、同意を得て、第1号事業の契約の締結を行ってください。</p>
報酬請求ソフトの確認	<p>使用されている報酬請求のソフトが、第1号事業に対応しているか確認し、対応していない場合はシステム開発事業者の確認をしてください。</p>
サービスコード表取り込み	<p>本市ホームページに掲載している本市のサービスコード表を請求システムに取り込んでください。</p> <p>他市町村の被保険者へ第1号事業のサービスを提供する場合は、当該他市町村のサービスコードの取り込みも必要です。サービスコードはホームページに掲載している市町村が多く見受けられます。取り込み方法はシステム開発事業者の確認してください。</p>